

奈良地方裁判所委員会 議事概要

1 日時

平成17年6月10日(金) 13:30～16:00

2 場所

奈良地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 稲葉一生, 奥田哲也, 国枝よしみ, 阪本道隆, 相良博美, 谷隆, 中路義彦,
松本ハル, 安田昭子, 横山房子

(説明者) 藤原刑事首席書記官, 岡本刑事訟廷管理官

(事務局) 大橋事務局長, 澤事務局次長, 角間総務課長

4 議事(:委員長, :委員, :事務局等)

- (1) 委員長あいさつ
- (2) 新委員の紹介等
- (3) 意見交換(テーマ:裁判員制度について)

前回に引き続き, 裁判員制度について意見交換をお願いしたい。ビデオを御覧いただき現行制度の下での刑事裁判の基本的な流れを御理解いただき, その後に裁判員制度について説明させていただく。そして, 内閣府大臣官房政府広報室が実施した「裁判員制度に関する世論調査」を参考に裁判員制度や裁判員制度の広報について意見交換されたい。

(ビデオ上映とその解説)

(事務局から裁判員制度に関する説明)

内閣府大臣官房政府広報室が実施した「裁判員制度に関する世論調査」の報告書によると, 大体7割強の方が裁判員制度について知っているという調査結果が出ている。実際に裁判員制度に参加してもらうことを考えると, さらに多くの人に知っていただく必要があると考えている。4年後の導入に向けて広報活動を進めていかなければいけないが, 現時点ではどのような印象を持っておられるのか御意見を伺いたい。

20代の人にもう少し裁判員制度について知ってもらわないといけない。学校教育の中に取り入れていけないといけない。

学校から見学に来られる社会科の先生に, 刑事裁判の仕組みや, 警察と検察との違いなどご存じですかと聞いても, 先生自身が知らないという返事である。これからいかに広報していくかは大事である。広報の内容としては, 一つは, まだ裁判員制度について知らない方にこの制度のことを知らせることである。もう一つは, 何か難しいことをさせられるからやりたくないと思っている方が多いのだから, 決して難しいことをお願いしているのではないということを理解してもらうように広報しなければならない。重大事件の刑事裁判は確かに難しそうだし, 我が国には裁判

は職業裁判官にしてほしいという考えがある。しかし、皆さんも裁判官が裁判の中で事実認定をするのと同じように、日常生活のいろいろの場面でそれが信用できるかどうか、不合理かどうかという事実認定をしているのである。裁判員制度では、一般の方が常識に照らして判断されていることを活かして、裁判員として判断することが求められているのである。何か勉強しないとわからないようなことを求めているのではない。それが一般の方にはまだ御理解いただけていない。裁判が難しいというイメージが強い。NHKが「人を裁けますか」という重いテーマを打ち出されていたが、裁判員は日常の生活の中での常識に照らして判断するのである。広報のやり方を工夫する必要があるし、場合によってはマスコミにもそのような観点で取り組んでいただく必要がある。

世論調査結果によると、テレビや新聞で裁判員制度が始まることを知ったという人が多い。また、裁判員制度を周知するための広報活動として、テレビやラジオが重視されているようである。テレビの影響力が大きいようだが。

新聞に載るよりも朝のテレビで報道される方が影響力が大きい。そういう面では裁判員制度を始めるということになれば、テレビが積極的に関わっていかねばいけない。ただ、裁判所というのは一般の人は元々あまり関わりたくない場所ではないかと思う。大阪家庭裁判所に入っていく人を見ると本当に暗い感じがした。裁判所から呼び出しを受けても行きたくない、普段から足は踏み入れたくないという感じがある。だから、この広報はかなり難しいという気がする。それをどうすればよいかというと、一つは司法界全体の言葉の改革をして、もっと身近なものにする必要がある。専門用語が多くて一般の人が聞いてもわからない。

裁判員にとってわかりやすい裁判にしなければいけない。わかりやすい起訴状の書き方として、箇条書き方式というのも一つのやり方である。冒頭陳述という手続は、この事案全体について検察官が主張する事実関係やどんな証拠で証明しようとしているのかということの説明するのだが、今までは職業裁判官にわかってもらえばよいということで行っていたが、裁判員制度になれば、単に文章だけではなく、場合によってはパソコンを利用してパワーポイントで一覧表を映しながら説明するなど、わかりやすくすることも考えられる。

裁判員制度は司法を身近でわかりやすいものにしていくためのものであるということだが、こういう劇的なことをしなくてもほかにもわかりやすい工夫をしていくことができるのではないかと考えていた。しかし、今までの話で、こういう制度を作ることで工夫をしなければどうしようもないというところまでくることにより、すごく劇的にわかりやすいものになるのではないかとということを感じた。

裁判員制度の世論調査にもあるが、裁判員となる国民が法律の専門家でないために、有罪、無罪や刑の内容について適切でない判断が出るおそれはないのか。例えば、アメリカのマイケル・ジャクソンの裁判のようにいろんな情報がわっと来たときに冷静な判断ができるのかということ、それに、完全に犯罪を行ったと判断できないのなら無罪にするというようなことがわかっているのかということに不安がある。

今までも広報がされているのに、裁判員制度に消極的意見が多いという理由は2

つある。その一つは、刑事事件の手続を知らないといけないという誤解を与えていることである。先ほどのビデオを見せられると、あれではわからないというのやむを得ない。先ほども同意、不同意という言葉が出ていたが、そういうことを何も知らなくても自分が法廷で見聞きした事実だけで判断すればいいんだと思い、そういうふうに頭を切り換えてしまえば分かりやすいのに、それをあえて難しく宣伝しているのではないかと思える。それともう一つは、現在の刑事裁判制度にあまりにも引きずられ過ぎていることである。世論調査結果でも有罪無罪などの判断が難しく、そうだから参加したくないと出ている。無罪であることを相当程度確信に至らない限りは無罪にならないというのが今の日本の刑事裁判の実情ではないか。有罪、無罪という言葉の分け方自体がおかしい。犯罪を犯したと確信するのが有罪であり、犯罪をやっていないと確信するのが無罪であるというようにとらえられているような気がする。裁判員の仕事は、検察官が主張されている犯罪を犯したという事実を自分も確信できるかどうかである。確信すれば有罪で、そこまで至らない、やっていないとは思わないけれどもやったとは確信できないというのは、無罪である。こういうふうに考えれば判断はそんなに難しくはない。有罪か無罪か二者択一で選びなさいという言い方をすると非常に難しいようにとらえられているような気がする。

裁判員制度が導入される効果も2つある。今まで国民は常に裁かれる側にいたが、この制度が根付き、自分たちが裁くという能動的な資格を持って臨むことは主権者としての意識を深めていく上で非常に大きな役割を果たしていくと思われる。もう一つは、日本の刑事裁判を変える契機になるということである。有罪と確信できない場合はみんな無罪であるというように刑事裁判を変える契機になるということである。裁判員の認識によるところであるが、そうしていかないと本当の刑事裁判の真価が期待できない。

現在の裁判には無罪の推定が無きがごとく言われるのはちょっと言い過ぎかと思われませんが、そのあたりは少し押さえて御理解いただいてもよいのではないかと。

裁判員には資質のある人を選ばないといけない。その最低の基準は道徳である。裁判員の資質のある人を選ばないと間違った裁判が起きる可能性がある。的確に判断できる人を選ぶのが難しい。

今、委員の方々がおっしゃるように、それぞれ不安や疑問、いろいろな意見があると思う。そういう意味でこれからは広報が大変重要ではないか。市町村の広報誌や県の広報誌でも広報はできる。また、出前講座も有効である。これからは「Q & A」を使って答えていくようなわかりやすい広報をすべきである。そして、若い人にはITを使った広報をすべきである。また、ビデオでは不同意のときに証拠を撤回して証人尋問がなされたが、これはこういう理由でやっているのだというレクチャーを事前に行うことも、裁判員の不安を取り除くことになる。

裁判員の方には、裁判の節目節目で説明をしながら理解していただくことになる。裁判官だけでなく、検察官や弁護人も今からこういうことをしますという説明をして、メリハリをつけていくことになるが、これから模擬裁判などをしながらどういう工夫をすべきかを検討する。

声の大きい人の意見に押されたりしないかとか、自分の意見が主張できるのかと

いう不安がある。裁判員には誰でもなれて、どんな方が出てこられるかわからないため、自分が裁判を受ける立場になったときに不安がある。裁判員制度でよくなるという意見があるが果たしてそうなのかと思う。

裁判員裁判では、職業裁判官3人と裁判員と一緒に議論し、意見交換をして結論を決めるということになるので、安定的な結論が得られる制度であると思われる。

無作為抽出された6人がどういう人かわからない。前回の6人はよかったとか、今回はどうだったということになる。どんな刑にすべきかという資料もなく、懲役4年なのか、2年でいいのかということがわからない。

裁判員の人があつたから考えることは難しいと思われる。量刑の資料としてある程度の情報を提供することは当然考えられる。しかし、裁判所から枠に押し込めるような情報を与えてはいけないので、この種の事件であれば例えば何年から何年の間ぐらいが多いというような、そういう意味の情報を提供することになるかもしれない。どういう形で裁判員に情報を提供するかは非常に難しい問題であり、慎重に考えないといけない。

新聞やチラシはどうしてもその場限りに斜めで見してしまう。しかし、NHKで放送された裁判員の番組を見ると、大体こんなものなのかということがわかった。ぐっと引き込まれるものがあった。

裁判員という問題が問題だけに、テレビでもスポット的に何回も流すのではなく、まとめた形でやった方がわかりやすい。

検察の方でも、いろいろな機会に裁判員裁判の話をするようにしている。保護司の方々に講義をする機会や大学で仕事の話をするような機会などをとらえて説明するように努めている。また、職員が奈良県内の大学を回ってパンフレットを置かせてもらい、要望があればいつでも職員が出向くという説明をしている。ビデオと説明をセットにする広報活動がよいと考える。

それでは裁判所から裁判所の広報活動の現状について説明してください。

(事務局から裁判所の裁判員制度に関する広報活動の現状について報告)

本日は活発な意見交換をいただきありがとうございました。今日伺ったご意見を裁判員制度の実施に向けて活かしていきたい。